○佐世保市公衆浴場法施行条例

平成24年12月19日条例第78号

佐世保市公衆浴場法施行条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第２条第３項及び第３条第２項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準、浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「衛生等の措置の基準」という。）その他法の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この条例において「一般公衆浴場」とは、公衆浴場のうち地域住民の日常生活において、保健衛生上欠くことのできない施設であって、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第４条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。

２　この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(１)　蒸気、熱気、砂その他を使用し、入浴させるもの

(２)　個室浴場を主とする構造設備を有するもの

(３)　その構造設備が一般公衆浴場と類似した施設であって、保養、休養又は娯楽のためと認められる附帯施設を有するもの

(４)　多数人を入浴させる施設でスポーツ施設に附帯するもの

(５)　前各号に掲げるもののほか、一般公衆浴場と営業形態が異なると認められるもの

３　この条例において「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

４　この条例において「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

５　この条例において「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

６　この条例において「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

７　この条例において「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

（公衆浴場の場所の配置の基準）

**第３条**　法第２条第２項に規定する一般公衆浴場の設置の場所に係る同条第３項の規定により条例で定める配置の基準（以下「配置基準」という。）は、新たに設置しようとする一般公衆浴場が既設の一般公衆浴場から300メートル以上距離を有しなければならないこととする。ただし、土地の状況、人口密度等の事情により公衆衛生上特に必要と認めるときは、市長は、これを緩和することができる。

２　その他の公衆浴場に係る配置基準は、これを設けない。

（構造設備の基準）

**第４条**　法第２条第２項に規定する公衆衛生上適当と認める公衆浴場の構造設備の基準は次のとおりとする。ただし、土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、その一部を緩和することができるものとする。

(１)　浴室及び脱衣室の男女別区画の壁は、高さ２メートル以上とすること。

(２)　浴室の天井の高さは、３メートル以上とすること。

(３)　その他浴室の構造設備は、次に掲げるものとすること。

イ　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第９項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

ロ　原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ハ　浴槽における原水又は原湯は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

ニ　ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、そのろ過器のろ材は十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設置すること。

ホ　ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

ヘ　ろ過器を設置する場合、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

ト　オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

チ　気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。

リ　打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

ヌ　気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ル　内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

（一般公衆浴場の衛生等の措置の基準）

**第５条**　一般公衆浴場に係る法第３条第２項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(１)　出入口は、男女別に区画し、これを表示すること。

(２)　出入口の扉は、外部から見通すことのできない構造とすること。

(３)　出入口の扉を開いた正面には、目隠し又は二重扉を設け、外部から浴室又は脱衣室を見通すことのできない構造とすること。

(４)　浴室及び脱衣室は、男女別に壁で区画し、相互に見通されないようにすること。

(５)　脱衣室は、入浴者数に応じた適当な広さを有し、かつ、衣類を衛生的に保管できる戸棚又はかごを設けること。

(６)　脱衣室及び浴室の床面の照度は、150ルクス以上とすること。

(７)　脱衣室は、常に清潔を保ち、毎月１回以上、ねずみ、衛生害虫等の駆除を行うこと。

(８)　浴室には、適当な湯気抜きを設けること。

(９)　浴室に使用する小桶及び腰掛けは、清潔なものを使用し、随時消毒をすること。

(10)　浴室には、上り用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。

(11)　浴室及び浴槽は、入浴者数に応じた適当な広さを有し、常に清潔を保つこと。

(12)　おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

(13)　くし、タオル等は、消毒したものでなければ貸与しないこと。ただし、カミソリについては、新しいもののみとすること。

(14)　入浴者用の便所を設け、防臭及びねずみ、衛生害虫等の防除の設備を設けること。

(15)　その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

イ　水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

ロ　貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽水の湯水の消毒を行うこと。

ハ　定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ニ　浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

ホ　浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、１週間に１回以上完全に換水すること。

ヘ　ろ過器を使用している浴槽は、１週間に１回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

ト　浴槽水は、イの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、１リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は検査の日から３年間保管すること。

チ　トの場合において、循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

リ　消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ヌ　集毛器は、毎日清掃すること。

ル　洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

ヲ　水質検査は１年に、毎日完全に換水している浴槽水にあっては１回以上、連日使用型循環浴槽水にあっては２回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には４回）以上行うとともに、その検査結果は検査の日から３年間保管すること。この場合において、当該検査結果がイの基準を超えていた場合には、その旨市長に届け出ること。

ワ　回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

カ　浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ヨ　打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ　脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

レ　営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のなかから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

２　一般公衆浴場の施設内に付設する入浴設備の衛生等の措置の基準は、当該設備について、第２条第２項各号の区分により、次条各号の規定を準用する。

（その他の公衆浴場の衛生等の措置の基準）

**第６条**　その他の公衆浴場に係る法第３条第２項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(１)　第２条第２項第１号に該当する施設　前条第１項各号に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

イ　浴室には、シャワー又は上がり用湯若しくは上がり用水の設備を設け、常に清潔を保つこと。

ロ　蒸気室又は熱気室を設ける場合には、常に適温を保持できる構造設備を設け、かつ、利用者の安全確保の措置を講じること。

(２)　第２条第２項第２号に該当する施設　前条第１項各号（第１号から第４号まで及び第15号ホを除く。）に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

イ　適当な広さの脱衣所を設け、常に清潔を保つこと。

ロ　個室への通路は、共用のものとすること。

ハ　浴室には、シャワー又は上がり用湯若しくは上がり用水の設備を設け、かつ、使用ごとに浴槽内の湯を取り換えること。

ニ　個人用浴槽を設ける個室にあっては、出入口には室内を見通せる施錠構造のない適当な扉等を設け、かつ、見通しを遮るものを室内に設けないこと。

(３)　第２条第２項第３号から第５号までに該当する施設　前条第１項各号に掲げる基準を準用する。

（措置の基準の緩和）

**第７条**　市長は、入浴者の衛生及び風紀の観点から支障がないと認められるときは、前２条に規定する基準の一部を緩和することができる。

（委任）

**第８条**　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附　則**

この条例は、平成25年４月１日から施行する。